配当公告

愛媛県松山市富久町二八九番地四
破産者　名田　伸二

右の者に対する松山地方裁判所平成二十六年(フ)第一八〇号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金四七、一八一、〇八三円

一、配当することのできる金額
金一三、五六五、四六〇円

平成二十七年八月三日
愛媛県松山市三番町四丁目一番地九城南ビル三階
破産管財人　中村　正夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市中央区北二条西二二丁目二三五番地、最後の住所札幌市北区新川六条一五丁目六番六―二〇五号
被相続人　亡　橘井　敏子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月三日
札幌市中央区大通西一二丁目　北海道合同法律事務所
相続財産管理人　弁護士　池田　賢太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県大船渡市大船渡町字地ノ森二六番地三二、最後の住所岩手県大船渡市大船渡町字野々田二三―一七
被相続人　亡　村上　智幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月三日
岩手県大船渡市盛町字内ノ目四番地一槌屋ビル二階　弁護士法人岩手銀河法律事務所
大船渡事務所
相続財産管理人　弁護士　川見　哲一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県高岡市向野本町一〇三番地一一、最後の住所富山県高岡市大坪町一丁目五番一九号
被相続人　亡　岡田　滋

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月三日
富山県高岡市中川上町一〇番一四号　ソーラービル三階Ａ室　片岡法律事務所
相続財産管理人　弁護士　片岡　長司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県坂井市春江町下小森第一八号六番地、最後の住所福井県坂井市丸岡町女形谷第五九号一七番地　被相続人　亡　今西ちゑ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月三日
事務所福井県福井市大手三丁目一五番一二号
相続財産管理人　司法書士法人ｉｓｔ
代表社員　稲田　眞紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県須坂市大字小山四四八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　牧　良子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月三日
事務所長野県須坂市大字須坂一三四四番地二　野崎ビル二Ｆ
相続財産管理人　新村　征之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県焼津市小川新町二丁目一六一五番地一四、最後の住所静岡県や焼津市小川新町二丁目一〇番二二号
被相続人　亡　小林　鑲一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月三日
事務所静岡市駿河区敷地一丁目七番三五号
相続財産管理人　小澤　勝治

無縁墳墓等改葬公告

納骨堂整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十七年八月三日

一、墳墓等所在地　神奈川県横浜市中区翁町二―七―七

一、墳墓等の名称　宗教法人法國寺　関内陵苑

一、死亡者の本籍及び氏名　東京都多摩市関戸一―一―五　松本貴子　松本泰輔、神奈川県横浜市磯子区磯子二丁目一六四七番地　朝田喜之、神奈川県横浜市戸塚区深谷町二五番地　小林よう子　小林治夫、神奈川県横浜市泉区新橋一三八二　石井洋、石川県河北郡内灘町字大根布三丁目一二四番地　舛井照子　舛井敏夫、静岡県伊東市玖須美　大胡慶子、静岡県伊東市竹の内二丁目九七番地　大胡幸信、神奈川県横浜市金沢区六浦一―三九九九　小林守、東京都西多摩郡瑞穂町大字石畑一五九〇番地一三　堀内淳子、東京都練馬区下石神井六丁目一二六一番地　池田久子　池田竹藏、神奈川県横浜市港南区野庭町六二九番地　渡部定夫、青森県つがる市稲垣町千年清橋五二番地　川崎利雄

一、改葬を行おうとする者　神奈川県横浜市中区翁町二―七―七　宗教法人法國寺　代表役員　池田真理雄

無縁墳墓等改葬公告

宅地造成工事のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十七年八月三日

一　墳墓等所在地　福岡県柳川市三橋町垂見字西馬場一〇三一番地

一　墳墓等の名称　不詳

一　死亡者の本籍及び氏名　不詳

一　改葬を行おうとする者　福岡県柳川市三橋町藤吉五二五　高橋　清子

公示送達

野田市東新田土地区画整理事業において、左記の者に対する土地区画整理法第百三条第一項の規定による換地処分通知は、送付すべき場所を確知することが出来ないので同法第百三十三条第一項の規定により、当該書類の送付にかえて通知の内容を次のとおり公告します。

記

一、書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

㈠住所　未登記のため住所不明
氏名　中山幸三郎、菊田市兵衛、大塚富五郎、大塚千賀次郎、綿貫平次郎、北川浅次郎、北川忠次郎、岡田市良右ェ門、小柏佐五郎、北川初太郎、小柏照智、鈴木権之助、中山仙吉、中山伊太郎、中山惣七、中山留吉、佐藤七五郎、川崎徳次、川崎惣吉、荒井傳之助、藤田多平、小林庄吉、川崎文次郎、吉岡栄右ェ門、吉岡与兵衛、吉野長兵エ、海老原茂吉、海老原惣七、川嵜甚四郎、渡會半五郎、白鳥西藏、関根金五郎、新井重左ェ門、倉元喜市、渡會寅松、関根安藏、鈴木久五郎、白鳥岩藏、吉岡平次郎、岡田森吉、染谷吉五郎、佐藤与市、綿貫半右ェ門、倉元孫八、遠藤常吉、須賀卜ミ、中野嘉兵エ、小島仙右衛門、海老原市太郎、川鍋斧右ェ門、川鍋萬次郎、川鍋利兵衛、須賀喜之助、渡會梅吉、川鍋佐助、川鍋八良兵衛、川鍋要藏、佐藤豊吉、平井次助、佐藤七五郎、中村峯吉、井上文太郎、中村佐助、川島重兵衛、川鍋平七、染谷兼太郎、栗原利助、中村清兵衛、中村利三郎、今井弥三郎、今井市之丞、佐藤岩次郎、川鍋新八、飯島清藏、飯島タカ、遠藤傳十郎、大塚巳之助、加藤國太郎、中村軍藏、佐藤良助、佐藤吉右ェ門、中村桂藏、小亀新五郎、中村左太郎、中村菊松、佐藤熊藏、佐藤要藏、中村常吉、佐藤惣藏、小島宇太郎、小島要藏、小島初太郎、小島権吉、佐川平七、菊田廣吉、海老原正七、